

熊本県公報

第 1 1 6 7 9 号
平成 20 年 4 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (高齢者支援総室) 1
- " " (") 2
- 指定介護老人福祉施設の指定 (") 2
- 介護老人保健施設の許可 (") 3
- 地方卸売市場の廃止許可 (団体支援総室) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定について (高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定について (") 4
- 道路の供用開始について (道路保全課) 4
- " " (") 4

公 告

- 土地改良事業施行の適否決定 (農村計画・技術管理課) 4
- 開発行為工事完了公告 (建築課) 5
- 二級建築士及び木造建築士試験の受験資格認定 (") 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出 (商工政策課) 5
- 開発行為工事完了公告 (建築課) 5
- " " (") 6
- 平成 20 年度熊本県防災行政無線保守点検業務委託に係る一般競争入札による落札者決定 (危機管理・防災消防総室) 6
- 開発行為工事完了公告 (建築課) 6
- " " (") 6
- " " (") 7
- 卸売業務の廃止届出 (団体支援総室) 7
- 換地計画の決定 (農村整備課) 7

正 誤

- 平成 18 年 8 月 30 日熊本県告示第 891 号 (公有水面埋立しゅん功認可) 中 (漁港漁場整備課) 7
- 熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項 (経営金融課) 7

告 示

熊本県告示第 345 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
オレンジヒル通所介護事業所 荒尾市樺 2516	社会福祉法人恵仲会	平成 20 年 4 月 1 日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
オレンジヒル短期入所生活介護事業所 荒尾市樺 2516	社会福祉法人恵仲会	平成 20 年 4 月 1 日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

コスモス・ファミリー熊本短期入所生活介護事業所 熊本市太郎迫町 144-1	社会福祉法人愛誠会	平成 20 年 4 月 1 日
--	-----------	-----------------

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
みゆき園短期入所生活介護事業所 熊本市御幸笛田 6-6-71	社会福祉法人健成会	平成 20 年 4 月 1 日

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
短期入所生活介護事業所あいさと 山鹿市鹿央町合里 1039	社会福祉法人千草会	平成 20 年 6 月 1 日

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社 ミムラ・ヒューマンケア 荒尾市万田 1561-10	有限会社 ミムラ・ヒューマンケア	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 346 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅支援事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
オレンジヒル居宅介護支援事業所 荒尾市樺 2516	社会福祉法人恵伸会	平成 20 年 4 月 1 日

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社熊本高齢者ケアサービス協会 熊本市戸島町 4 番 46 号	有限会社熊本高齢者ケアサービス協会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 347 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム コスモス・ファミリー熊本 熊本市太郎迫町 144-1	社会福祉法人愛誠会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム みゆき園 熊本市御幸笛田 6-6-71	社会福祉法人健成会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム オレンジヒル小岱 荒尾市樺 2516	社会福祉法人恵伸会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホームあいさと 山鹿市鹿央町合里 1039	社会福祉法人千草会	平成 20 年 6 月 1 日

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム リデルホーム 熊本市黒髪 5-23-1	社会福祉法人リデルライト 記念老人ホーム	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人福祉施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
特別養護老人ホーム 花みずき 熊本市出水 7 丁目 90 番 1 号	社会福祉法人ゆりえ会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 348 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可した。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設 高齢者ケアセンター アメニティゆうりん 八代市古閑浜町 3401	医療法人社団優林会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人保健施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設 タンポポ 人吉市下漆田町 1538	医療法人新晃会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人保健施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
介護老人保健施設 ケアセンター鶴丸 天草市久玉町 62-1	医療法人社団創生会	平成 20 年 4 月 1 日

【介護老人保健施設】

施設の名称及び施設の所在地	事業者名	指定年月日
老人保健施設 八祥苑 八代郡氷川町早尾 1097	社会福祉法人代医会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 349 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 60 条の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので告示する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社協栄青果市場
水俣市栄町 1 丁目 1 番地 25 号
- 2 廃止許可年月日
平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 350 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
うさぎ 人吉市宝来町 43 番地 1	医療法人暁清会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 351 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
うさぎ 人吉市宝来町 43 番地 1	医療法人暁清会	平成 20 年 4 月 1 日

熊本県告示第 352 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445 号	球磨郡五木村大字甲字溝口 3716 番地先から 同所 3637 番 2 地先まで	1053.0	川辺川ダム 建設事業

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 10 日

熊本県告示第 353 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 9 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名市月田字迫居屋敷 1259 番 1 地先から 同市月田字八尻 319 番 1 地先まで	460.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 20 年 4 月 9 日

公 告

熊本県公告第 264 号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区理事長家入勲から認可の申請があった土地

改良事業の施行については、平成 20 年 3 月 31 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
玉岡井手地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 4 月 10 日から平成 20 年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
大津町役場
菊陽町役場
大菊土地改良区事務所

熊本県公告第 265 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東大窪 2670 番 11 の一部及び同 2670 番 32 の一部
368.49 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋 2670 番地 54
中川 靖之

熊本県公告第 266 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 15 条第 3 号の規定により、次の者を同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認める。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士

熊本県公告第 267 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド菊陽店
熊本市龍田町弓削 677 番地 1 ほか
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
変更前 ホームワイド菊陽バイパス店
変更後 ホームワイド菊陽店
- 3 変更の年月日
平成 20 年 3 月 20 日
- 4 変更する理由
店舗名称を変更したため
- 5 届出年月日
平成 20 年 3 月 26 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 20 年 4 月 9 日から平成 20 年 8 月 9 日まで

熊本県公告第 268 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

(2 工区)

合志市野々島字東原 4416 番 3 の一部、同字 4416 番 7、同 4416 番 9 の一部、同 4416 番 14、同 4416 番 15、同 4416 番 16、同 4416 番 17、同 4416 番 18、同 4416 番 24、同字野田原 4581 番 1 の一部、同 4581 番 2 の一部、同 4581 番 3 の一部、同 4582 番 1 の一部及び里道の一部

4,618.27 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市竹迫 2140 番地
合志市

熊本県公告第 269 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇郡西原村大字小森字鼈形山 3604 番 1、同 3604 番 5、同 3605 番 1、同 3606 番 1、同 3606 番 2、同 3606 番 3、同 3606 番 4、同 3607 番及び同 3620 番 2
4,831.90 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区西宮原二丁目 7 番 38 号新大阪西浦ビル 801 号
ナカヤマ精密株式会社

熊本県公告第 270 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 条）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 20 年度熊本県防災行政無線保守点検業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部危機管理・防災消防総室
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 3 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社熊本支店
熊本市紺屋今町 9 番 6 号
- 5 落札金額
81,900,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 3,900,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 20 年 2 月 6 日

熊本県公告第 271 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
水俣市古城一丁目 314 番の一部、同 319 番、同 314 番地先里道及び市道の一部
4,973.57 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
水俣市南福寺 4 番 2 号
有限会社平成不動産

熊本県公告第 272 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字大摩原 2000 番 2000
6,470.16 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市尾ノ上 1 丁目 6 番 20 号
セキスイハイム九州株式会社

熊本県公告第 273 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水 2637 番 1 及び同 2637 番 2、大字高尾野字西高尾野 656 番、同 657 番の一部、同 726 番及び同 727 番並びに里道の一部
11,152.36 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都目黒区中目黒 5-2-9
第一運輸有限会社

熊本県公告第 274 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止届出があったので公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社協栄青果市場
水俣市栄町 1 丁目 1 番地 25 号
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社協栄青果市場
水俣市栄町 1 丁目 1 番地 25 号

熊本県公告第 275 号

県営花房北部地区（第 3 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 4 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 20 年 4 月 10 日から平成 20 年 5 月 12 日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

正 誤

平成 18 年 8 月 30 日熊本県告示第 891 号（公有水面埋立しゅん功認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	43	309 の 9	309 の 1
3	48	(堤) 地先公有水面	地先公有水面

平成 20 年 3 月 31 日熊本県告示第 255 号（熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
-----	---	---	---

27	50	第 5 条第 1 項第 1 号	第 5 条第 1 項
----	----	-----------------	------------